

支部受付欄		所属所受付日付欄
<h2 style="margin: 0;">被扶養者(認定・取消)申告書</h2>		

組合員証 記号番号	公立石川	組合員氏名	所属所名	所属所コード
--------------	------	-------	------	--------

生年月日	S H	年	月	日	被扶養配偶者基礎年金番号						
------	--------	---	---	---	--------------	--	--	--	--	--	--

被扶養者(認定・取消) を受けようとする者の (フリガナ)氏名	続柄	生年月日	職業	年間所得 推計額	住民票登録住所	扶養手当 受給の有無	給与事務 担当者の 証明印	被扶養者の要件を備え 又は欠くに至った年月日 及びその理由	※判定及び理由		取消の方のみ	
									判定	理由	資格喪失証明 書の交付希望	
		S H 年 月 日									する	しない
		S H 年 月 日									する	しない
		S H 年 月 日									する	しない
		S H 年 月 日									する	しない

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合石川支部長 殿

住所  
平成 年 月 日 申告者 氏名 印

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日 職名  
所属所長 氏名 印

- 1.配偶者の認定又は取消を申告する場合は、必ず基礎年金番号を記入してください。(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者に関する手続きも必要です。)
- 2.年間所得推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる勤労収入、資産収入、事業収入、その他の収入の推計額を記入してください。
- 3.被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月日及びその理由を、具体的に詳しく書いてください。
- 4.扶養手当の支給を受けている者について認定を受けようとするときは、給与事務担当者の証明印を受けてから提出してください。
- 5.※の欄は記入しないでください。
- 6.添付書類は裏面を参照のうえ提出してください。
- 7.取消の方のみ資格喪失証明書の交付希望欄に○をお願いします。記載がない場合は当該証明書の交付はいたしません。

**被扶養者認定・取消の事由に応じて下記の書類を添付のうえ申告してください。**

ただし、下記書類のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただくこともあります。

**■ 被扶養者認定申告書に係る添付書類**

区分	主な認定等									
	出 中 学 生 か で の 方	屋 高 校 ・ 大 学 ・ 短 期 大 学	屋 間 の 専 修 学 校 又 は	各 種 学 校 の 学 生 (注2)	大 学 院 ・ 夜 間 ・ 予 備 校 及 び	通 信 制 の 学 生 等	年 間 収 入 が 1 3 0 万 円 未 満 の 方	障 害 年 金 等 の 受 給 者 又 は	6 0 歳 以 上 の 公 的 年 金 等	受 給 者 で 1 8 0 万 円 未 満 の 方
被扶養者認定申告書	●	●	●	●	●	●				
個人番号申告書(注6)	●	●	●	●	●	●				
扶養の申立書(特別認定のみ)	●	●	●	●	●	●				
扶養義務者であるべき続柄全員が登録されている戸籍謄本	●	●	●	●	●	●				
在学証明書		●	●	●	●					
所得証明書(注3)		●	●	●	●	●				
【子などで夫婦共同扶養の場合】 組合員と配偶者の所得証明証等 (配偶者が被扶養者又は組合員の場合は不要)	●	●	●	●	●	●				
【退職による認定の場合(注1)】 退職証明書の写 退職日が明記されているもの		●	●	●	●	●				
恩給・年金(注4)振込通知書又は 改定通知書の写し							○		●	
【同居を必要条件とする者(注5)】 住民票謄本	●	●	●	●	●	●				
【子以外の認定で扶養義務者が二人以上ある場合】 他の扶養義務者の所得証明書及び当該被扶養者を 扶養していない証明書又は扶養に関する協議書	○	○	○	○	○	○				
【別居している父母等】 送金申立書又は送金証明書 (銀行送金受取書・通帳の写し)							○		○	
【パート・アルバイト等をしている者】 過去5か月分以上の直近の給料明細書		○	○	○	○	○				
【廃業による認定の場合】 廃業届の写		○	○	○	○	○				
【農業・不動産・事業等の所得がある者】 収支内訳書又は青色申告書		○	○	○	○	○				

●印は、必ず必要な書類です。  
○印は、認定理由により必要となる書類です。

・普通認定(扶養手当の受給対象)の場合は、証拠書類は写しでも可とする。

・特別認定(扶養手当の受給対象外)の場合は証拠書類は原本を添付すること。

**■ 注1. 雇用保険について**

退職が理由の場合は、申告以前の雇用保険適用の状況により次の書類が必要となります。(又は及びの表記に注意)

- 雇用保険適用外の事務所  
勤務先の非適用証明書(様式自由)  
公務員の場合は、辞令の写し
- 受給資格期間を満たしていない  
離職票1, 2のコピー又は  
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー
- 給付制限期間有り(3か月)  
離職票1, 2のコピー及び  
雇用保険受給資格者証のコピー(交付後)
- 受給期間延長手続き中(病気・出産等)  
離職票1, 2のコピー及び  
受給期間延長通知書のコピー
- 雇用保険の権利放棄  
離職票1, 2の原本又は  
離職票(電子申請版)1, 2の原本及び  
権利放棄の申立書
- 支給期間の終了  
支給終了証明書又は  
雇用保険受給資格者証のコピー

**■ 被扶養者取消申告に係る添付書類**  
取消の事実が生じた場合は速やかに届け出ること。

区分	取消理由							
	健康 資格 保 険 等 の 被 保 険 者 取 消	資 格 の 取 得 に よ る 取 消	入 入 限 度 額 の 超 過 に よ る 取 消	扶 養 替 え に よ る 取 消	被 扶 養 者 死 亡 に よ る 取 消	別 居 に よ る 取 消	7 5 歳 到 達 に よ る 取 消	そ の 他 の 場 合
被扶養者取消申告書	●	●	●	●	●	●	●	●
組合員被扶養者証	●	●	●	●	●	●	●	●
被保険者証の写又は 事業主の就職証明書	●							
収入を明らかにする書類 【所得証明書及びアルバイトなどの 給与明細書又は、改定通知書等の写し】			●					
組合員以外の者が 扶養者となったことを 明らかにする書類				●				
家族埋葬料請求書に 添付する書類の写					●			
住民票の写						●		

取消理由及びその発生日が確認出来る書類

注2. 専修学校・各種学校とは、専門学校、看護学校等をいう。

注3. 普通認定に該当する高校生で、収入がある場合は必要とする。

注4. 恩給・年金とは、恩給、共済組合年金、厚生年金、国民年金、障害年金、議員年金、扶助料、遺族年金、企業年金、生命保険契約に基づく個人年金、貯蓄型個人年金(注)(財形年金等)、農業共済年金、労災年金等をいう。

(注) 生命保険契約に基づく個人年金、貯蓄型個人年金(財形年金等)については、支払いを受けた額を収入額としてみます。  
個人年金等を受給している場合は、必ず金額の分かるものを提出ください。

注5. 同居を条件とする者とは、配偶者、父母、子、弟妹兄弟姉、祖父母、孫以外の者をいう。

注6. 個人番号に係る証拠書類は添付しないこと。また、再認定の都度申告書の提出が必要です。

※1. 扶養替えの場合は、以前加入していた健康保険者の「資格喪失証明書」を添付してください。

※2. 扶養認定は、扶養の事実が生じた日から30日以内に届け出れば、事実の生じた日から認定となりますが、30日をすぎた場合は、届出のあった日からの認定になるため速やかに手続きを行ってください。

## ★ 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に係る認定・取消に伴う【国民年金第3号被保険者の届出】に関する手続き

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方の被扶養者認定・取消申告の手続と併せて提出してください。

### ●被扶養配偶者の認定申告をされる時

＜提出書類＞

「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」

＜添付書類＞次のいずれかを添付してください。

- ・年金手帳の写し
- ・基礎年金番号通知書の写し

### ●被扶養配偶者の取消申告をされる時

1 「被扶養配偶者非該当届」が必要となる場合

(1) 収入が認定基準以上に増加し被扶養配偶者でなくなったとき

※ 被扶養配偶者が被用者年金制度の資格取得（国民年金第2号被保険者）となった場合（就職先で保険証が交付される場合）は、提出不要です。

(2) 離婚により被扶養配偶者でなくなったとき

＜提出書類＞

「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」

2 「死亡届」が必要となる場合

被扶養配偶者が死亡したとき

＜提出書類＞

「国民年金第3号被保険者死亡届」

注意：次のイからハは、その事実を日本年金機構において確認することができるため、「非該当届」は不要です。

- イ 組合員が退職等により第1号被保険者となる場合
- ロ 組合員が死亡した場合
- ハ 組合員が65歳に到達した場合

3 留意事項

「非該当届」の提出された方は、必ず市町窓口において「国民年金第1号被保険者」の手続きを行う必要があります。